

令和8年三重県議会定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
説明資料

◎議案補充説明

議案第88号「三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例案」について・・・1

◎所管事項説明

- (1) 「令和8年版県政レポート（案）」について（関係分）・・・・・・・・・・別途配布済
- (2) 三重県防災・減災アクションプランの進捗状況について・・・・・・・・・・ 5
- (3) 三重県南海トラフ地震被害想定および「三重県南海トラフ地震対策  
推進条例（仮称）」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) 石油コンビナート防災アセスメント調査の結果について・・・・・・・・・・ 21
- (5) 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

《別冊1》 三重県防災・減災アクションプラン進捗状況〔令和7年度〕

令和8年6月19日  
防災対策部

◎ 議案補充説明

議案第 88 号

三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

気象業務法等の一部改正等に鑑み、災害発生時等における避難の規定等を整備するものです。

2 改正内容

- (1) 県民が危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならない場合に洪水特別警報が発表された場合を加えます。
- (2) その他規定を整備します。

3 実施期日

公布の日から施行します。

三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年六月三日

三重県知事 一見勝之

三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例

三重県防災対策推進条例（令和二年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 災害 地震、津波、地盤の液状化、豪雨、洪水、高潮、暴風、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象により生じる被害をいう。</p> <p>二〇八 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 災害 地震、津波、豪雨、洪水、高潮、暴風、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象により生じる被害をいう。</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>九 避難準備・高齢者等避難開始 住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して早期に避難を求めるために市町が発令する情報をいう。</p>
<p>(避難の指示等への対応の準備)</p> <p>第二十五条 自主防災組織は、緊急安全確保による緊急に安全を確保するための措置の指示をいう。以下同じ。)、避難指示(同法第六十条第一項の規定による避難のため)の立退きの指示をいう。以下同じ。)、又は高齢者等避難(同法第五十六条第二項の規定による必要な情報の提供その他の必要な配慮をいう。以下同じ。))の発令があった場合に地域住民の避難が円滑に行われるようあらかじめ構成員の役割分担その他の災害予防対策を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(防災情報の収集及び伝達体制の整備)</p>	<p>(避難の勧告等への対応の準備)</p> <p>第二十五条 自主防災組織は、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備・高齢者等避難開始の発令があった場合に地域住民の避難が円滑に行われるようあらかじめ構成員の役割分担その他の災害予防対策を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(防災情報の収集及び伝達体制の整備)</p>

<p>第三十六条 (略)</p> <p>2 県は、市町と連携して、緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難の発令に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との調整を図るものとする。</p> <p>(避難計画の策定)</p> <p>第四十条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、県、防災関係機関及び避難計画の策定に関わる団体と連携して、緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域特性に応じて策定するよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(災害発生時等における避難)</p> <p>第六十一条 県民は、災害発生時等において、災害等に関する情報に留意し、第二十条第二項又は第三十九条第二項に規定する地図等の活用により、居住地の地形等災害関連情報を正しく認識し、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、緊急安全確保、避難指示又は高齢者等避難の発令があったときはこれに応じて速やかに行動するよう努めなければならない。</p> <p>2 県民は、地震による強い揺れ又は持続時間の長い揺れを感じた場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難指示を待たずに、津波により生じる被害の発生が予想される場所から高台その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 県民は、気象業務法施行令第四条に規定する気象警報(暴風雨及び大雨に関するものに限る。)、気象注意報(風雨、大雨及び雷に関するものに限る。)、洪水警報、</p>	<p>第三十六条 (略)</p> <p>2 県は、市町と連携して、法令に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との調整を図るものとする。</p> <p>(避難計画の策定)</p> <p>第四十条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、県、防災関係機関及び避難計画の策定に関わる団体と連携して、法令に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備・高齢者等避難開始の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域特性に応じて策定するよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(災害発生時等における避難)</p> <p>第六十一条 県民は、災害発生時等において、災害等に関する情報に留意し、第二十条第二項又は第三十九条第二項に規定する地図等の活用により、居住地の地形等災害関連情報を正しく認識し、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備・高齢者等避難開始の発令があったときはこれに応じて速やかに行動するよう努めなければならない。</p> <p>2 県民は、地震による強い揺れ又は持続時間の長い揺れを感じた場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難の勧告又は指示を待たずに、津波により生じる被害の発生が予想される場所から高台その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 県民は、気象業務法施行令第四条に規定する気象警報(暴風雨及び大雨に関するものに限る。)、気象注意報(風雨、大雨及び雷に関するものに限る。)、洪水警報、</p>
--	--

<p>洪水注意報、高潮警報、高潮注意報、波浪警報若しくは波浪注意報若しくは同令第五条に規定する気象特別警報（暴風雨及び大雨に関するものに限る。）、高潮特別警報、波浪特別警報、洪水特別警報又は気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十一条の規定による土砂災害警戒情報（第六十三条第三項において「気象警報等」という。）が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合においては、海岸又は河川の周辺、土砂災害のおそれのある場所その他危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならぬ。</p> <p>（警戒宣言等の周知）</p> <p>第八十条 知事は、警戒宣言が発せられた場合又は気象業務法第十一条の規定による東海地震に関連する調査情報（臨時）若しくは東海地震注意情報若しくは南海トラフ地震臨時情報若しくは同法第十一条の二の規定による東海地震予知情報が発表された場合には、市町及び防災関係機関と連携して、その内容を速やかに県民に周知しなければならない。</p>	<p>洪水注意報、高潮警報、高潮注意報、波浪警報若しくは波浪注意報若しくは同令第五条に規定する気象特別警報（暴風雨及び大雨に関するものに限る。）、高潮特別警報、波浪特別警報又は気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十一条の規定による土砂災害警戒情報（第六十三条第三項において「気象警報等」という。）が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合においては、海岸又は河川の周辺、土砂災害のおそれのある場所その他危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならぬ。</p> <p>（警戒宣言等の周知）</p> <p>第八十条 知事は、警戒宣言が発せられた場合又は気象業務法第十一条の規定による東海地震に関連する調査情報（臨時）若しくは東海地震注意情報若しくは同法第十一条の二の規定による東海地震予知情報が発表された場合には、市町及び防災関係機関と連携して、その内容を速やかに県民に周知しなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>提案理由</p> <p>気象業務法等の一部改正等に鑑み、災害発生時等における避難の規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。</p>	

## ◎ 所管事項説明

### (2) 三重県防災・減災アクションプランの進捗状況について

三重県防災・減災アクションプランは、災害等から県民の命を守るために特に注力すべき自助・共助・公助による防災・減災や国民保護の取組について、計画期間内で何をめざし、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確にすることで、「命に直結する取組」を着実に進めるための計画として、令和5年3月に策定したものです。

本プランでは、「命に直結する取組」を5つの取組方向・14の施策に整理するとともに、各施策に「めざす姿」と「特に注力する取組」を設定し、「めざす姿」の実現に向け毎年度のアクションが着実に実施されるよう、進捗管理を行っています。

このたび、本プランの令和7年度の取組結果及び令和8年度の取組方向を別冊1のとおりとりまとめましたので、その概要を報告します。

#### 1 令和7年度の取組結果

##### (1) アクションの進展度

###### ① 進展度の評価の考え方

令和7年度の各施策の「特に注力する取組」に設定された取り組むべきアクションの成果指標の進捗状況について、次の考えに基づき4段階で評価しました。

評価	定量的な成果指標が記載されたアクション	定性的な成果指標が記載されたアクション
A（進んだ）	100%以上	達成
B（ある程度進んだ）	85%以上 100%未満	概ね達成
C（あまり進まなかった）	70%以上 85%未満	達成が不十分
D（進まなかった）	70%未満	達成度が低い

###### ② 取組方向別の進展度

令和7年度は合計32のアクションが設定されており、その進展度について、A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）となった項目は、全体の96.9%でした。令和6年度と比較すると、A評価、B評価の合計件数は同じですが、令和6年度にはアクションが設定されていましたが、令和7年度にはアクションが設定されなかった施策（5-1-1「防災意識の向上」で1取組）があったため、割合としては前年度を上回りました。

進展度に変化があった項目としましては、取組方向1の「市町が実施する図上訓練への支援」が前年度C評価（あまり進まなかった）からB評価（ある程度進んだ）へ、取組方向1の「市町との連携による国民保護訓練の実施」及び取組方向5の「県による消

防団員確保のための新たな入団促進策の導入」が前年度A評価（進んだ）からB評価（ある程度進んだ）となっています。

取組方向	評価 ※( )は令和6年度			
	A	B	C	D
1 災害即応体制の充実・強化	4(5)	2(0)	0(1)	
2 災害保健医療体制の整備	1(1)	2(2)		
3 確実に避難することができる体制の整備	4(4)			1(1)
4 安全・安心な避難環境の整備	10(10)			
5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化	5(7)	3(2)		
合計項目数	24(27)	7(4)	0(1)	1(1)
	31(31)			
割合	75.0% (81.8%)	21.9% (12.5%)	0.0% (3.0%)	3.1% (3.0%)
	96.9% (94.0%)			

### ③ 成果指標の修正

- i) 「特に注力する取組」として取り組むべきアクションの成果指標が設定されていますが、以下の項目は、令和7年度までの実績が令和8年度の目標数値を越えている、または8年度の目標数値と同値であるため、成果指標を上方修正することとします。

#### 【取組項目 1-2-1 災害対策本部の中核となる職員の育成】

令和7年度実績が累計62人の育成を完了済であることから、8年度目標を上方修正して、育成人数75人(累計)を目標とする。

年度ごとのアクション			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
災害対策本部の中核となる職員を育成する仕組みの構築	災害対策本部の中核となる職員に対する専門的な研修の実施 (育成人数 30人)	災害対策本部の中核となる職員に対する専門的な研修の実施 (育成人数 45人(累計))	災害対策本部の中核となる職員に対する専門的な研修の実施 (育成人数 60人(累計))
中核となる職員の育成方針を確定 (評価:A)	30人の育成を完了 (評価:A)	累計62人の育成を完了 R7は32人育成	⇒ 育成人数75人(累計)へ上方修正

**【取組項目 4-3-1 備蓄物資の確保】**

令和7年度実績が76%を確保済であることから、8年度目標を上方修正して、82%確保を目標とする。

年度ごとのアクション			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保 (県備蓄目標量の66%を確保)	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保 (県備蓄目標量の69%を確保)	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保 (県備蓄目標量の72%を確保)	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保 (県備蓄目標量の75%を確保)
64%を確保	70%を確保	76%を確保	⇒ 82%を確保へ上方修正

**【取組項目 4-3-2 必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備】**

令和7年度実績が物資拠点6か所で実施済であることから、8年度目標を上方修正して、12箇所(累計)で実施を目標とする。

年度ごとのアクション			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県災害対策本部(本庁)における物資の受入・供給体制の見直し	地方災害対策部(地域庁舎)における物資の受入・供給体制の見直し	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入れ・供給に関する訓練の実施 (物資拠点3か所で実施)	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入れ・供給に関する訓練の実施 (物資拠点6か所(累計)で実施)
地域連携・交通部と各地方部と物資保管方法について検討	地域連携・交通部と各地方部と物資保管方法の見直し	6か所で実施	⇒ 12か所(累計)で実施へ上方修正

**【取組項目 4-4-1 みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)のコーディネート機能の強化】**

令和7年度実績が14団体(累計)と連携済であることから、8年度目標を上方修正して、16団体(累計)と連携を目標とする。

年度ごとのアクション			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施 (2団体と連携)	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施 (4団体(累計)と連携)	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施 (6団体(累計)と連携)	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施 (8団体(累計)と連携)
2団体と連携	4団体(累計)と連携	14 団体(累計)と連携	⇒ 16 団体(累計)と連携へ上方修正

### 【取組項目 5-1-1 防災意識の向上】

令和7年度実績が啓発参加者数 2,598 人(累計)であることから、8年度目標を上方修正して、啓発参加者数 2,900 人(累計)を目標とする。

年度ごとのアクション			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数 300 人)	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数 600 人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数 900 人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数 1,200 人(累計))
啓発参加者数 333 人	啓発参加者数 788 人(累計)	啓発参加者数 2,598 人(累計)	⇒ 啓発参加者数 2,900 人(累計)へ上方修正

令和7年度実績が参加者数 832 人(累計)であることから、8年度目標を上方修正して、参加者数 880 人(累計)を目標とする。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数 50 人)	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数 100 人(累計))	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数 600 人(累計))	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数 650 人(累計))
参加者数 488 人	参加者数 559 人	参加者数 832 人	⇒ 参加者数 880 人(累計)へ上方修正

**【取組項目 5-1-2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応】**

令和7年度実績が啓発参加者数 2,598 人(累計)であることから、8年度目標を上方修正して、啓発参加者数 2,900 人(累計)を目標とする。

年度ごとのアクション			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数 300人)	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数 600人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数 900人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数 1,200人(累計))
啓発参加者数 333人	啓発参加者数 788人(累計)	啓発参加者数 2,598人(累計)	⇒ 啓発参加者数 2,900人(累計) へ上方修正

**【取組項目 5-3-1 地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化】**

令和7年度実績が交流機会の創出 12 回(累計)であることから、8年度目標を上方修正して、交流機会の創出 15 回(累計)を目標とする。

年度ごとのアクション			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (3回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (6回(累計))	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (9回(累計))	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (12回(累計))
地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修3回、交流会1回を開催	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会3回、発表会1回を開催(累計8回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会を3回、4県連携自主防災組織交流大会1回を開催(累計12回)	⇒ 交流機会の創出 15 回(累計) へ上方修正

## (2) 主な成果と課題

### 取組方向 1 災害即応体制の充実・強化

令和6年8月に初めて発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や、能登半島地震の被災地支援活動で得られた気づき等をふまえた訓練を実施し、地域防災計画や広域受援計画などの各種計画の実効性を高めました。

災害対策本部の中核となる職員の育成に向けて、専門性の高い研修への参加を促進するとともに、人命救助に特化した図上訓練を実施しました。また、市町へ緊急派遣する職員の訓練や、市町と共同で国民保護訓練を実施することで、さまざまな事象への対応能力の向上を図りました。

#### 【施策 1-1 災害対策本部機能の強化】

- 令和6年度に見直した地方統括部の役割（総括班と救援物資班の2班体制）に基づき、全ての地方部で図上訓練を実施しました。  
⇒ 今後も引き続き、総合図上訓練、地方部図上訓練等の様々な訓練を通じて、新たな体制での災害対策活動について習熟を図る必要があります。
- 市町が図上訓練の実施が難しい理由とする「ノウハウ不足」を支援するため、図上訓練の企画研修を実施し28市町が参加、うち18市町が実際に図上訓練を実施しました。それら訓練に関して、6市（四日市市、亀山市、津市、名張市、伊勢市、志摩市）が主催する図上訓練に参加したほか、1町（御浜町）の図上訓練においては、企画運営から支援を行いました。また1市（松阪市）のニーズに応じて、訓練企画資料を提供しました。その他の10市町（3市、7町）は県の支援なしに、独自に図上訓練を実施しました。  
⇒ 訓練実施に向けた課題の聞き取りの結果、ノウハウ不足と人員不足が図上訓練を実施できない理由となっていることから、今後も、図上訓練の企画に関するノウハウや訓練運営に係る人的支援が必要です。

#### 【施策 1-2 職員の災害対応能力の向上】

- 災害マネジメント総括支援員（GADM）等研修や県が今年度「みえ防災・減災センター」に新たに創設した「みえ防災人材アカデミー 災害即応リーダー講座」への参加など、防災に関する専門性の高い研修への参加を促進し、人材育成を進めました。  
⇒ 災害対策本部の中核となる職員の育成を着実に進めるため、専門的な知見を習得できる研修を継続的に行っていくとともに、人命救助に特化した訓練は、保健医療などの関連部隊と連携して実施する必要があります。
- 全ての緊急派遣チームを対象とした研修を行うとともに、三重県総合図上訓練や各市町が実施する図上訓練において、緊急派遣チームを担当市町または県地域防災総合事務所等に派遣し、災害時における緊急派遣チームの役割の確認、県災害対策本部への報告方法の確認、市町災害対策本部の体制確認など、市町支援の専門性向上を図りました。

⇒ 引き続き、派遣される職員について、防災情報システムの円滑な操作の習熟度を向上させる必要があります。また、緊急派遣チーム運用マニュアルに新たに記載した、緊急派遣チームによる市町に対する情報収集の手順について、その実効性を検証する必要があります。

- 国民保護訓練については、ミサイル攻撃（武力攻撃事態）を想定した討議型の図上訓練を国と共同で実施しました。

⇒ 国民保護訓練については、ミサイル攻撃（武力攻撃事態）を想定したロールプレイング方式の図上訓練も実施していく必要があります。

## 取組方向 2 災害保健医療体制の整備

県内での災害医療活動に特化した「三重L-DMAT」の養成研修を実施するなど、災害時に保健医療活動を支える人材の育成を進めました。

また、地域別研修会（ブラッシュアップ研修）を実施することで、病院BCPの整備やブラッシュアップを促進しました。

### 【施策 2-1 保健医療活動を支える人材育成の推進】

- 「三重L-DMAT」隊員養成研修を実施するとともに、厚生労働省が主催するDMAT養成研修への参加を促進することで、DMATチーム数は6チーム増加し、46チームとなりました。

⇒ 引き続き、「三重L-DMAT」の養成を含め、保健医療活動を支える人材の育成やスキルアップを進めていく必要があります。

### 【施策 2-2 医療体制の継続性の確保】

- 病院BCPの整備を促進するため、地域別研修会（ブラッシュアップ研修）を三河、津、松阪、伊勢志摩地域で実施した結果、新たに3病院において整備され、病院BCP整備済み病院の割合は、87.0%（92病院中80病院）になりました。

⇒ 県内の全ての病院が病院BCPを整備できるよう、引き続き、病院BCP未整備病院に対して丁寧な支援に取り組んでいく必要があります。

## 取組方向 3 確実に避難することができる体制の整備

市町が実施する津波避難施設等の整備への支援を8市町に対して実施しました。また、国民保護法に基づく緊急一時避難施設の指定に取り組みました。

防災アプリ「みえ防災ナビ」活用促進のため、防災訓練に参加した住民等向けに、アプリの特徴を紹介するなど、普及促進に取り組みました。

観光防災の課題を把握するための調査や、カムチャツカ沖地震による津波警報等の発表に係る観光面への影響調査のため、沿岸部市町へのアンケート調査や関係者との意見交換を行うなど、課題の把握等に努めました。

### 【施策3-1 避難施設の整備促進】

- 津波到達までに時間的猶予がない市町が実施する、津波避難タワー（12基）の建設、津波緊急避難場所の機能強化、避難路等の整備など既存の7市町への継続支援に加え、新たに1市に対しても支援を実施しました。
  - ⇒ 新たな南海トラフ地震被害想定の結果によって市町において新たな取組の必要が発生することも考えられることから、市町が行う津波避難施設や避難路等の整備が促進されるよう、「いのちを守る防災・減災総合補助金」を活用して、その取組を支援する必要があります。
- 緊急一時避難施設として指定可能な市町有施設について調査を完了しました。
  - ⇒ 緊急一時避難施設として指定可能な市町有施設について順次指定を進める必要があります。

### 【施策3-2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築】

- 市町向けの津波避難対策検証ツールを活用し、津波浸水区域を持つ市町を訪問して説明したところ、新たに1市において活用するに至りました。一方、新たな南海トラフ地震に関する被害想定が全て公表されてから活用したいとの意見もあり、更なる取組支援には至りませんでした。
  - ⇒ 新たな南海トラフ地震被害想定公表に合わせて市町が津波避難対策を検討する際に、改めて検証ツールの活用方法の紹介等、市町へ活用促進を働きかける必要があります。
- 住民の速やかな避難行動促進に資するよう、令和8年3月に実施した「三重県・いなべ市・木曽岬町総合防災訓練」における、広域避難訓練に参加した住民等への啓発活動のほか、県内大型商業施設における防災イベント等の機会を通じて、防災アプリ「みえ防災ナビ」の活用促進に取り組みました。
  - ⇒ 市町と連携して取り組む避難訓練をはじめ、各種防災イベント等の機会を捉え、防災アプリ「みえ防災ナビ」の活用促進に取り組む必要があります。
- 観光防災の課題を把握するため、志摩市国府海岸における避難訓練（令和7年8月）へ参加して旅行者の意識について把握しました。また、カムチャツカ沖地震による津波警報等の発表に関し、観光面での影響を調査するため、沿岸部の市町にアンケート調査を実施するとともに、旅行者の滞留が発生した鳥羽市において市や関係機関と意見交換を実施し、対応状況や課題の把握等に努めました。
  - ⇒ 引き続き、観光関係者への啓発や研修に取り組み、観光防災を推進していく必要があります。

### 【施策3-3 避難に必要な防災情報の提供】

- 防災情報プラットフォーム（防災情報の収集や提供を行う仕組み）の機能全般について、更新に着手し、令和8年12月の運用開始に向けて設計を実施するとともに、ホームページ、メール、SNSに加え、防災アプリ「みえ防災ナビ」など多様な情報発信手段を用いて、台風や大雪に関する事前の呼びかけ、気象情報など様々な情報の

提供を行いました。また、気象庁の新しい防災気象情報に対応するためシステムの改修を行いました。

⇒ 引き続き、情報発信のための仕組みが安定して稼働するよう、適切に運用保守を行う必要があります。

#### 取組方向4 安全・安心な避難環境の整備

能登半島地震や奥能登豪雨で明らかになった課題の解決に向け、令和7年度に新たに「いのちを守る防災・減災総合補助金」を創設し、市町が策定した計画に基づく避難所の環境改善等について支援するとともに、避難所運営の課題を解決するために市町職員等と専門家との意見交換を実施しました。

避難者へのきめ細かな支援に向けては、防災技術指導員による避難所運営方法への助言や、避難所における外国人住民の受入訓練、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）の研修や訓練を行いました。

県の備蓄物資を補充し、令和7年度目標量を確保するとともに、各広域防災拠点の運営に関する知識やノウハウの習得を図りました。

研修会や防災訓練を通じ、みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）のコーディネート機能強化や、市町における災害ボランティア受入れ体制整備の支援に取り組みました。

#### 【施策4-1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援】

○ 避難所の環境改善に向けた知見やノウハウを市町職員が習得できるよう、被災地での活動に従事した専門家を市町に派遣し、講演会や参加者との意見交換を行うとともに、令和7年度に創設した「いのちを守る防災・減災総合補助金」により、市町が実施する、避難所におけるパーティションや簡易ベッドなどの資機材整備など、避難者の生活環境改善を図るための取組を支援しました。

⇒ 多様な避難者のニーズに対応できるよう、市町が抱える課題把握や、解決のためのノウハウ習得を支援する取組が必要です。また県内市町において、スフィア基準をふまえた生活環境を確保できている避難所は一部にとどまっていることから、「いのちを守る防災・減災総合補助金」の活用を促進し、さらに市町における避難所環境改善の取組を促進する必要があります。

○ 能登半島地震の保健師等チームの活動を終え、多様なチームとの連携や受援体制の整備の重要性が課題であることが明らかとなり、令和7年度は、約10年ぶりに「三重県災害時保健活動マニュアル」を大幅に改定しました。また、県と市町の保健師対象の研修会を開催し、改定作業中のマニュアル内容の確認を行いました。

⇒ 「三重県災害時保健活動マニュアル」を基に研修会等を開催し、発災時に向け実践できるよう準備を行っていく必要があります。また、防災訓練や研修に参加することにより、災害対応に係る保健師等の資質向上を図る必要があります。

#### 【施策4-2 避難所における避難者へのきめ細かな支援】

- 災害発生時に避難所へ避難される方に配慮した避難所運営が実施できるよう、防災技術指導員による避難所運営方法への助言や、「いのちを守る防災・減災総合補助金」の活用を通じ、市町が行う高齢者や女性、外国人等、避難者の多様性に配慮した避難所の環境改善に資する取組等への支援を行いました。
  - ⇒ 引き続き、市町が行う避難所の環境整備に向けた取組を促進する必要があります。
- 鳥羽市との共催で、災害時における外国人支援や外国人住民の防災力向上に関わる人材を育成するため、外国人防災リーダー育成研修等を実施するとともに、避難所における外国人住民の受入訓練を実施しました。また、みえ災害時多言語支援センターの開設を想定した図上訓練を実施しました。
  - ⇒ 外国人住民の定住化や多国籍化が進むと予想される中、災害発生時における外国人避難者のサポート体制をより一層充実させていく必要があります。
- 「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）」の養成研修を実施し、25名を新たにチーム員として登録しました。また、福祉避難所の設置・運営の能力向上のため、市町職員等に対する実務研修を実施するとともに、県内外からの応援派遣の受入調整を行う職員を育成するため、三重県広域受援計画介護職員等受入調整本部員研修等を実施しました。
  - ⇒ 能登半島地震へのDWA Tの派遣で得た経験を生かし、災害発生時にスムーズな対応ができるよう、平時から繰り返し実践に近い訓練を行っていくことが必要です。また、県内外からの支援を円滑に受けられるよう、受援体制をより一層充実させていく必要があります。

#### 【施策4-3 物資の受入・供給体制の整備】

- 現物備蓄の食料（3,300食）・現物備蓄の携帯・簡易トイレ（64,000回分・200個）、哺乳瓶（600個）について、令和7年度の目標量を確保しました。
  - ⇒ 被災者支援対策を強化するため、新たな南海トラフ地震被害想定とスフィア基準の考え方などをふまえ、「三重県備蓄・調達基本方針」の見直しを進めるとともに、必要備蓄品目、必要備蓄量を一層充実させる必要があります。
- 民間の物流専門家を招き、三重県広域防災拠点において拠点運営に関する研修会を実施し、拠点運営に関する基本的な知識やノウハウの習得を図るとともに、総合防災訓練においても、実際のトラックへの積み下ろし等実践的な訓練を実施しました。また、広域防災拠点施設等機能強化調査により、拠点ごとの円滑な受入・供給体制にかかる課題と対応方針をとりまとめました。
  - ⇒ 引き続き、各広域防災拠点において支援物資の受入・供給に係る訓練を実施する必要があります。また、広域防災拠点ごとに、機能強化調査結果を踏まえ円滑な受入・供給体制に係る具体的な対応策を作成のうえ、計画的に実行する必要があります。

#### 【施策4-4 多様な支援主体を受け入れる体制整備】

- みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）に参画するとともに、能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきをふまえ、各支援主体（NPO、ボランティア団体、企業等）が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、平時からの連携・つながりの強化のための研修会の実施や、防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における災害ボランティア受入れ体制整備の支援に取り組みました。（防災訓練参加：5回、研修会：6回）  
⇒ 引き続き、MVSCのコーディネート機能の強化や市町における災害ボランティア受入れ体制整備の支援に取り組んでいく必要があります。

#### 取組方向5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化

風水害、地震・津波をテーマにしたシンポジウムや、県内の大型商業施設における防災啓発イベント等を通じて、防災意識の醸成に取り組むとともに、防災ノートの活用など防災教育の取組を推進しました。

みえ学生防災啓発サポーター養成講座、自主防災組織のリーダーを対象とした研修と交流会などを通じて、地域防災の担い手を育成するとともに、消防団員の資格取得やデジタル技術導入支援への新たな補助金創設等を通じて消防団員の退団抑制に取り組みました。

#### 【施策5-1 命を守るための意識の醸成】

- 学校や自主防災組織等からの依頼により地震体験車を派遣(457回)するとともに、風水害や地震・津波をテーマにしたシンポジウムを開催しました。また、県内の大型商業施設3か所において防災啓発イベントを開催しました。  
⇒ 新たな南海トラフ地震被害想定公表をはじめ、様々な機会を捉え、防災意識が一層向上するよう、啓発に取り組む必要があります。
- 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施や防災啓発イベントにおけるチラシ配布等を通じて、ミサイル飛来時における避難行動の理解促進に取り組みました。  
⇒ より多くの県民にミサイル飛来時における避難行動を知ってもらうため、引き続き、様々な機会を通じて県民への周知啓発に取り組む必要があります。

#### 【施策5-2 防災教育の推進】

- 防災ノートや地震体験動画などの防災教育用デジタルコンテンツを提供し、家庭での防災学習を促進しました。  
⇒ 引き続き、家庭における防災学習を促進する必要があります。
- 学校防災等リーダー研修（県内4か所で開催、595名参加）や学校防災アドバイザー派遣（3月末までの派遣学校数279校）等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や子どもたちの防災教育の実施、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組みました。また、大規模災害時に迅速に支援活動が展開できるよう、能

登半島地震の被災地支援に派遣した「災害時学校支援チーム」隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるとともに、必要な研修を実施するなど、チームの強化に取り組みました。

⇒ 引き続き、研修等を通じて、防災に関する専門的な知識・スキルを持つ教職員を養成するとともに、学校防災アドバイザー派遣等を通じ、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等を支援する必要があります。また、令和6年能登半島地震における「災害時学校支援チーム」の経験、知見を活用して、隊員の災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力の強化を図る必要があります。

### 【施策5-3 地域の防災人材の育成】

○ 「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開催するとともに、養成したサポーターが防災啓発イベントにスタッフとして参加し、啓発活動に取り組みました。また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修と交流会や、「みえ防災コーディネーター」の育成等に取り組みました。

⇒ 地域の防災活動の中核を担う自主防災組織の活動が活発になるよう、地域の防災人材の掘り起こしや育成、研修会の充実を図る必要があります。

○ 令和6年能登半島地震における消防団の対応を踏まえ、消防団員の資格取得、講習受講等やデジタル技術導入支援への補助金を新設しました。

⇒ 消防団の活動が魅力的で参加しやすいものとなるよう、引き続き入団促進・退団抑制を促進する取組を継続していく必要があります。

## 2 令和8年度の取組方向

南海トラフ地震の切迫性が高まる中、南海トラフ地震対策のさらなる強化と加速化が必要です。また、近年、全国で豪雨災害が激甚化、頻発化するなど、風水害への対策についても着実に進めていく必要があります。

そのため、「三重県南海トラフ地震対策強化推進本部」における「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」に基づく各取組を着実に進めるとともに、避難所の環境改善に向けた取組など、「命に直結する取組」について、必要な対策を推進していきます。

### (3) 三重県南海トラフ地震被害想定および「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」について

#### 1 三重県南海トラフ地震被害想定

県の前回想定（平成26年3月公表）から10年余が経過したことから、令和6年度から新たな被害想定を作成に着手し、令和8年3月30日に、地震動や津波などのハザードに係る全項目のほか、人的被害や建物被害、火災被害の3項目のリスクに係る被害想定結果を公表しました。

残りのリスク32項目と被災シナリオについては令和8年秋頃の公表に向けて取り組むとともに、被害想定を防災対策の強化へ活用していく必要があります。

#### (1) 被害想定（令和8年3月30日公表）の概要

##### ①ハザード（地震によって発生する自然現象）

国が令和7年3月に公表した最大クラスの地震・津波をベースに、県内の地質調査の結果や最新の地形データを加味するなど、より県の実態に即した津波や地震による揺れの強さ等を予測しています。（理論上最大クラスの場合の主な予測結果は以下の通り。）

津波…沿岸最大津波高は、南部地域では10m超、特に志摩半島に位置する市町では津波高が20m超と予測

沿岸部の広い範囲で、地震発生後5分以内に30cmの津波の到達を予測

地震動…県内のほぼ全域で震度6弱以上、津市以南を中心に震度7を予測

液状化…地震の揺れにより液状化が発生する可能性が高い地域は、伊勢湾沿岸部に集中すると予測

##### ②リスク（ハザードによって発生する被害や社会機能の支障）

前回の想定から一定の減少が見られるものの、強い揺れや津波が広域で発生することにより、依然として死者数や建物の全壊・焼失棟数は甚大な被害が発生する評価結果となりました（平成26年3月公表の想定と一部条件が異なっているため単純な比較はできません）。

#### (主なリスク評価結果)

定量評価項目		(三重県R8.3)		(三重県H26.3)	
		【L2】理論上最大クラス	【L1】過去最大クラス	【L2】	【L1】
人的被害	死者数(人)	約50,000	約29,000	約53,000	約34,000
	うち建物倒壊等	約8,300	約900	約9,700	約1,400
	うち津波	約41,000	約28,000	約42,000	約32,000
	うち急傾斜地崩壊等	約200	約200	約100	約60
	うち火災	約300	—	約900	—

【L2】地震動：陸側、津波：ケース⑥ / 【L2・L1共通】発災時期：冬・深夜、早期避難率：低、「—」：わずか（5未満）

※端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

定量評価項目		(三重県R8.3)		(三重県H26.3)	
		【L2】理論上最大クラス	【L1】過去最大クラス	【L2】	【L1】
建物被害	全壊・焼失棟数(棟)	約222,000	約55,000	約248,000	約70,000
	うち揺れ	約152,000	約18,000	約170,000	約23,000
	うち液状化	約3,800	約3,700	約6,200	約5,900
	うち津波	約39,000	約32,000	約37,000	約38,000
	うち急傾斜地等	約2,300	約1,700	約1,100	約700
	うち火災	約24,000	約100	約34,000	約2,100
火災被害	炎上出火件数(件)	約300	約50	約400	約60
	残出火件数(件)	約300	—	約300	約10
	焼失棟数(棟)	約24,000	約100	約34,000	約2,100
	津波火災発生件数(件)	約70	約60	算定せず	算定せず

【L2】地震動：陸側、津波：ケース⑦ / 【L2・L1 共通】発災時期：冬・夕方、「—」：わずか（5未満）

※端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

## (2) 今後の取組

### ①リスク項目や被災シナリオの公表

災害関連死や避難所などのリスク 32 項目や被災シナリオ（※）については、令和 8 年秋頃の公表を予定しています。

引き続き有識者からご意見をいただくとともに、市町の実情をふまえた被害想定となるよう、市町と情報共有を行いながら作成を進めます。

(リスク評価項目一覧)

分類	番号	項目	分類	番号	項目	分類	番号	項目
人的被害リスク	1	人的被害 ※R8.3公表	物的被害リスク	14	建物被害 ※R8.3公表	社会・経済被害	28	孤立地域
	2	災害関連死【新】		15	火災被害 ※R8.3公表		29	住機能支障
	3	避難者		16	ライフライン(電力)		30	教育機能支障【新】
	4	要配慮者【新】		17	ライフライン(上水道・工業用水)		31	生業被害【新】
	5	帰宅困難者		18	ライフライン(下水道)		32	経済被害
	6	避難所【新】		19	ライフライン(ガス)		行政対応上のリスク	33
	7	避難ペット【新】		20	ライフライン(通信)	34		災害対策所要人員・資機材【新】
	8	医療機能支障		21	交通施設被害	35		災害対策所要経費【新】
	9	福祉機能支障【新】		22	危険物施設被害【新】			
	10	し尿処理機能支障【新】		23	ため池被害【新】			
	11	保健衛生・防疫機能支障【新】		24	文化財【新】			
	12	火葬機能支障【新】		25	沿岸部の津波固有被害【新】			
	13	エレベータ閉じ込め【新】		26	災害廃棄物			
		27	一般廃棄物					

※被災シナリオ：地震による被害を自分事としてイメージできるよう、地震や津波が発生した場合に起こり得る状況を分かりやすく示したもの。県民向け、事業者向け、行政向けに複数パターンのシナリオを作成予定。

## ②被害想定を活用

防災対策の強化につながるよう、市町や関係機関、県民の皆さまに南海トラフ地震対策の必要性を理解していただき、被害想定を活用していただくことが重要です。

令和8年度は、県内の首長を対象としたトップセミナーや県民の皆さんを対象としたシンポジウムの開催を予定しています。また、南海トラフ地震に特化した「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」や計画の策定にあたっての基礎資料として活用します。

## 2 「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」

南海トラフ地震から県民の命を守るためには、発災直後に想定される津波襲来や、建物被害・倒壊、多数の孤立地域の発生など南海トラフ地震特有の課題について、県民・事業者・行政が徹底した事前防災対策を講じる必要があります。

県民一丸となって南海トラフ地震対策に取り組むため、「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」（以下、「特化条例」という。）の検討を進めています。

### （1）特化条例の制定に向けた有識者会議

#### ①第1回会議の概要

日時：令和8年3月30日（月）

議題：特化条例の必要性、南海トラフ地震による三重県の被害の様相、南海トラフ地震特有の課題について

内容：広範囲で甚大な被害が発生する南海トラフ地震では、救助・救援や復旧に取り組むリソースが圧倒的に不足することから、行政だけでなく、事業者、県民などあらゆる主体が総力をあげて取り組む必要があること、徹底した事前防災に取り組む必要があることを、今後の議論の前提として共有しました。

また、被害の様相や南海トラフ特有の課題について、ハード・ソフトの両面から多岐にわたるご意見をいただきました。

（主な意見）

重要施設の耐震性、インフラ、要配慮者への対応、産業面の対策、医療・学校・保育といった社会サービスの維持、防災教育 など

#### ②第2回会議の概要

日時：令和8年6月4日（木）

議題：三重県防災対策推進条例（以下、「現行条例」という。）と特化条例の関係、特化条例で示す理念

内容：産業面の対策、社会サービスの維持といった第1回会議で出た論点について、現行条例に規定すべき内容と特化条例に規定すべき内容についてご意見をいただきました。

また、特化条例の理念については、防災対策に懸命に取り組むというだけでは負担感が強くなるので、南海トラフへの対策を通じて新しいことにチャレンジしていく、子どもたちへ三重の未来をつないでいくといった前向きなメッセージを県民に伝えることが大切、といったご意見をいただきました。

## (2) 庁内での体制整備

第1回有識者会議でも、様々な部局に関わる論点が示されました。防災対策部だけでなく全庁を挙げて条例制定を進める必要があります。

そのため、5月15日（金）に三重県南海トラフ地震対策強化推進本部会議を開催し、全庁を挙げて主体的に取り組んでいくことを確認しました。

## (3) 今後のスケジュール

令和9年度中の制定に向けて、引き続き有識者から意見をいただくとともに、新たな被害想定の結果や先進地調査をふまえ検討を進めます。

令和8年	有識者会議での議論、先進地調査など
令和9年3月頃	骨子案の公表
6月以降	中間案の公表・パブリックコメント 最終案の公表 議案提出

## (4) 石油コンビナート防災アセスメント調査の結果について

### 1 調査の経緯

三重県では、平成 25 年度に実施した石油コンビナート防災アセスメント調査をふまえ、三重県石油コンビナート等防災計画を改定し、防災対策を推進しています。

前回の調査から 10 年余が経過したことから、この間のコンビナート事故事例や国の南海トラフ地震被害想定（令和 7 年 3 月 31 日）、県の新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ、石油コンビナート防災アセスメント調査を実施し、令和 8 年 3 月 30 日に公表しました。

### 2 調査の概要

石油コンビナートで発生する可能性のある災害を客観的かつ現実的なものとするため、「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成 25 年 3 月消防庁特殊災害室）」に基づき、地震等によってどのような災害が発生する可能性があるのかを調査しました。

<調査内容>

・ 平常時

・ 短周期地震動

・ 津波

・ 長周期地震動

・ 風水害

・ 大規模災害



新たな南海トラフ地震被害想定  
をふまえた調査を実施

### 3 調査対象施設

四日市コンビナートに設置されている 6 種類の施設を対象に調査を実施しました。

施設の種類	施設数
石油タンク	380
高圧ガスタンク	175
毒性液体タンク	8
製造プラント	109
パイプライン	67
海上入出荷施設（栈橋）	202

### 4 調査結果の概要

#### (1) 短周期地震動による影響

理論上最大クラスの地震が発生した場合、四日市コンビナートでは震度 6 強から震度 7 の地震が想定され、石油タンク等で 15 件程度の漏洩・火災が発生する可能性があります。

施設の種類	漏洩・火災等の発生件数			
	過去最大クラス		理論上最大クラス	
	今回調査	(H25 調査)	今回調査	(H25 調査)
石油タンク	—	(—)	約4件	(約1件)
高压ガスタンク	—	(—)	約1件	(約6件)
毒性液体タンク	—	(—)	—	(約1件)
製造プラント	—	(—)	約10件	(約2件)
パイプライン	—	(—)	—	(約3件)
海上入出荷施設 (栈橋)	—		—	

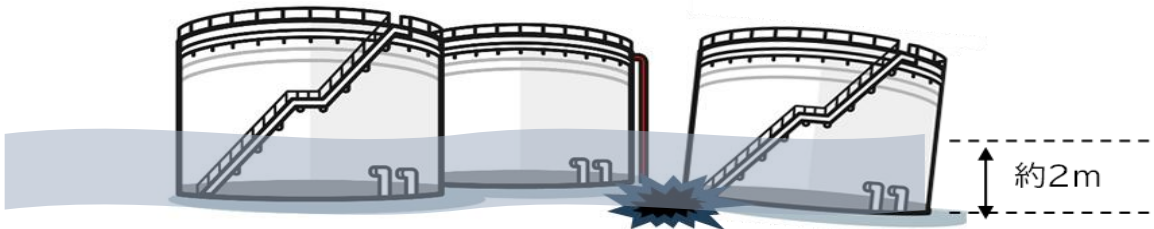
※「—」は値が1未満を表す

### (2) 津波による影響

理論上最大クラスの地震に伴う津波により、石油タンクは最大約2m浸水することが想定され、この津波による浸水により、2基の石油タンクが滑動する可能性が想定されま

浸水が想定される 石油タンク数	最大浸水深		滑動する可能性がある 石油タンク数	
	今回調査	(H25 調査)	今回調査	(H25 調査)
134	約2m	(約3.4m)	2*)	(15)

\*) 1基は休止中 (貯蔵量 0 m<sup>3</sup>)



### (3) 長周期地震動による影響

四日市コンビナートでは長周期地震動階級\*) 4の揺れが想定されます。

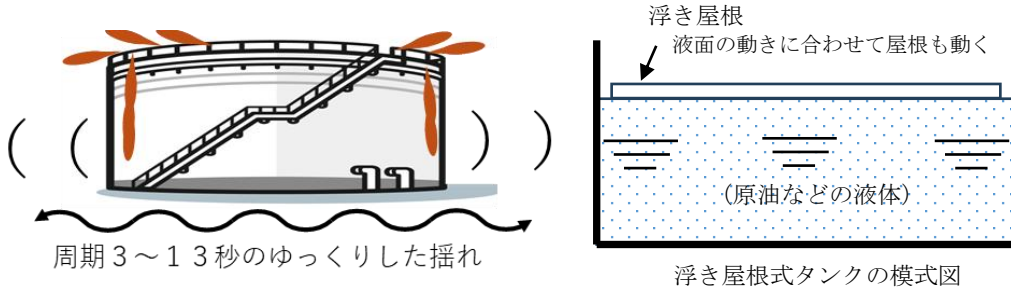
\*)長周期地震動階級とは、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から、1～4の4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。

長周期地震動に伴い、浮き屋根式タンクで発生が想定されるスロッシングにより、石油タンク内の石油類が溢れ出す石油タンクは想定されませんでした。

スロッシングにより 石油類が溢れるタンク数	(参考) 石油タンクのうち 浮き屋根式タンクの数
0	91

<スロッシングとは>

- ・ 周期の長い揺れ（長周期地震動）により、石油タンクの液面が揺れ動くこと。
- ・ スロッシングにより石油タンク内の石油類が溢れることもある。



## 5 石油コンビナート等防災計画の見直し

石油コンビナート防災アセスメント調査結果について、コンビナート防災対策に活用できるように、コンビナート事業者及び防災関係機関へ提供するとともに、その概要について説明を行いました。

今年度は、石油コンビナート防災アセスメント調査の結果をふまえ、防災関係機関やコンビナート事業者と協議し、石油コンビナート等防災計画の見直しを進めます。

## (5) 審議会等の審議状況について

審議会等の審議状況（令和8年2月17日～令和8年6月2日）

(防災対策部)

1 審議会等の名称	三重県防災会議
2 開催年月日	令和8年3月25日
3 委員	会 長 三重県知事 一見 勝之 委 員 警察庁中部管区警察局長 一瀬 圭一 他 65 名
4 諮問事項	1 三重県地域防災計画 令和8年3月修正案について 2 三重県水防計画 令和8年度変更案について
5 調査審議結果	上記2件の諮問について了承
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県石油コンビナート等防災本部会議
2 開催年月日	令和8年3月25日
3 委員	本部長 三重県知事 一見 勝之 本部員 警察庁中部管区警察局長 一瀬 圭一 他 20 名
4 諮問事項	1 三重県石油コンビナート等防災計画 令和8年3月修正案について
5 調査審議結果	上記1件の諮問について了承
6 備考	